



別紙様式第1号（第3関係）

令和2年 2月10日

奈良市議会議長 森田一成様

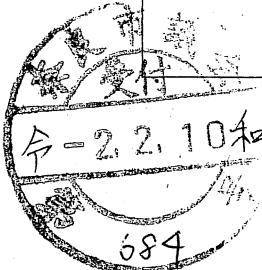
質問者 三橋和史



文書質問票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づき、次のとおり質問します。

質問事項	質問の具体的な内容	回答者
市政運営について	<p>市民の関心の高い各分野における市政運営について、以下のとおり質問する。</p> <p>なお、これまでの私の文書質問に際しては、質問に対して実質的に回答していないものが複数の事項にわたって見受けられた。この文書質問は、行政執行者に対して市民の代表者である市議会議員が発する質問であり、すなわち主権の存する市民による質問であるから、そのことを肝に銘じ、市長及びその補助機関において、質問内容を歪曲したり、質問の趣旨を没却したりするようなものにならないよう、誠実かつ真摯に回答するよう求めるものである。</p> <p>この点は、過去に議長からも市長に対して改善を指摘されたところであるから、回答漏れを巡って血税を費やし不毛なやり取りが再び生じないよう、猛省の上、厳重に留意されたい。</p>	
1、議会における指摘事項等の取組状況の把握体制について	<p>奈良市の各執行機関では、議会において各議員が取り上げて審議の対象となり、理事者が「検討する」「研究する」「調査する」「改善する」「進める」等のその後に何らかの取組を予定する趣旨の説明や答弁をした事項について、各所管部署において組織的に把握する取組をしていない。</p> <p>その結果、実務的に各施策を担当している各係の職員においても議会で取り上げられた事項が何であるかを把握することができておらず、当然ながら議会審議を踏まえてどのような趣旨、目的、方向性を持って事務事業を実施していくべきかという認識を共有することができていない。所属長を始めとする管理職においても、当該事項別にその後の取組の進捗状況さえ管理することができていない状況にある。さらには、議会において上記趣旨の説明や答弁をして体裁を取り繕つておきながら、実際にはその後に何も取り組んでおらず、事実上放置しているという事項も散見される。議</p>	市長 各部長 消防局長 企業局長 教育長 選挙管理委員会委員長



684

会審議から一定期間経過後に、所管部長や所管課長に報告を求める際に、慌てふためき空虚な言い訳を弄するような情けない実態を目の当たりにすると、議員の職務の一環とはいえ、苦言を呈して改善を求める意欲さえ失うほどである。

各執行機関においては、議会審議における説明事項や答弁事項において責任を持ち、審議内容やその趣旨を踏まえて良質で有意義な施策を実施すべきところであるが、上記のような事務の実態に鑑みれば、その水準には遠く及ばない。

まずは、①議会において各議員が取り上げて審議の対象となり、その後に何らかの取組を予定する趣旨の説明や答弁をした事項について、所管部署別に一覧表を作成し、時系列に沿って取組状況を把握することができるようにすることが必要である。そして、②所管部署別に作成した一覧表を基にして、議会対応に当たる総合政策部又は市長若しくは副市長の責任において全庁的な取組状況を把握し、その上で各部署に必要な取組を指示するというような体制や、これらの一覧表に基づいて府議に懸案事項等を報告し、必要な取組を決定するというような体制を構築することが最低限の水準として求められる。

さらには、③各事項の進捗状況について、議長に報告文書として提出するか、定例市議会又は所管委員会において報告したり、関係議員に個別に報告したりする機会を設けるという取組をすることが望ましいものと思料する。

もっとも、事務能力に優れた一部の職員において、その能力の発揮として上記取組を実施している場合も僅かにあるが、このような取組の実施の如何は、職員の個人的な能力に俟つべきものではなく、議会対応に当たる総合政策部の指揮の下に、全庁統一的な水準で行われるべきものである。

これらの点は、平成30年度の時点で総合政策部長及び総務部長等の理事者に申し入れ、問題意識及び改善の必要性の認識を共有したものと考えている。その後において具体的に改善した点とその改善前の状況について回答されたい。また、今後さらに改善すべき具体的な点について、上記下線部①ないし③の内容を踏まえて回答されたい。なお、市長部局において所管部署間で状況が異なる内容がある場合には、当該内容について所管部署別に各部長より回答し、それ以外の事項については市長より回答されたい。

2、深夜時間帯における医療機関利用者の交通手段の確保について	<p>先般、奈良市内及び周辺地域の交通を担う大手タクシー会社が、深夜2時以降の営業を取り止めた。</p> <p>この影響により、深夜時間帯に医療機関へ救急搬送された患者が帰宅する手段がなくなるという問題が生じている。また、タクシーが利用できないことで、軽症患者が安易に救急車を利用したり、傷病者が自身の体調不良を我慢して重症化したりする事例の発生が懸念される。</p> <p>市として各タクシー会社に対して深夜営業の実施を要請し、それが奏功しない場合には、市の事業として深夜時間帯における医療機関利用者の交通手段の確保のための施策を実施すべきものと思料する。この点に関する見解及び今後の方針を回答されたい。</p>	市長
--------------------------------	---	----

3、大型バス等の通行による交通危険について

近鉄大和西大寺駅南口付近は、住宅も多く、保育所や幼稚園等を始めとして多くの社会福祉施設も位置する。朝夕の時間帯は、通勤通学中の歩行者も多く、子どもたちも多く通行する地域である。

しかしながら、同時間帯における同地域の市道では、大型観光バスの通行が頻繁にある。中には幅員の狭い道路の中央部分を越えて対向車線にはみ出して憚らない大型観光バスも散見される。

悪質な場合には、大型観光バスの運転手の運転技能が未熟なために右左折することができず、交差点で立ち往生し、周辺の交通に支障を来す事例もある。

さらに悪質な場合には、例えば、地域住民のものと思われる軽自動車が交通ルールを遵守して運転しているところに対し、対向車線にはみ出して走行してきた大型観光バスが軽自動車の進路を塞ぎ、停止した軽自動車の運転手に対して大型観光バスの運転手が睨み返すというような事例や、近隣の保育所の児童や歩行者のすぐ傍を高速度で通過していく事例が繰り返し発生していると、私の元に複数の地域住民からの陳情が絶えない。

また、大和西大寺駅及び菖蒲池駅北側の秋篠町付近は、閑静な住宅地であり、地域住民が運転する自動車が多く通行する地域である。

しかしながら、同地域の市道では、大型路線バスの通行がある。中には幅員の狭い道路の中央部分を越えて対向車線にはみ出して憚らず、対向車の運転手に対して路線バスの運転手が高圧的な態度で後退を迫る事例が繰り返し発生していると、私の元に複数の地域住民からの陳情が絶えない。

私が調査したところ、たしかに当該路線バスの運行経路には、車両の対向が極めて困難な曲がり角が存在するなど市道の幅員が狭い区間が連続する。上記に加えて私が疑問を抱いたのは、そのような区間であるにもかかわらず、当該路線バスの車両に大型ないし中型のものが使用されていることである。私が確認した限り、乗客数も2人程度と少ないように思われた。

路線バスの運行は、一部の地域住民の交通手段として重要な役割を果たしていることは理解できるが、それによって、路線バスが交通秩序を乱したり、バスの運転手が対向車の運転手に対して高圧的な態度で後退を迫ったりするようなことを正当化することは全くできない。さらに、上記のような区間であるにもかかわらず、当該路線バスの車両が大型ないし中型のものが使用されていることについては、対向車に迷惑を掛けない大きさの車両を使用するなどの改善が必要であるものと思われる。仮に乗客数が多いとしても、それは道幅の狭い区間であるのに大きな車両を使用すること

市長

	<p>によって対応するのではなく、より小型の車両を使用しつつ運転本数を増加させることなどによって対応すべきものであり、この点は交通安全を大前提とする旅客事業を営むバス会社にとっては、当然果たされるべき企業努力である。</p> <p>以上は、いずれも奈良県内に本社を置く複数のバス会社のバスに関するものである。地域住民の良好な生活環境を確保すべき市としても、これらのバス会社に対して、直接又は監督官庁を通じて改善を求めていくことが相当であると思料する。この点に関する見解を回答されたい。</p>	
--	--	--

4、消防職員の待遇における男女間の格差について

一部の例外を除き、雇用の分野においては、募集・採用、配置及び昇進等について、男女を均等に取り扱うべきことが求められる。消防職員についても、総務省消防庁より各消防本部に対して、女性職員の採用及び職域拡大等に積極的な取組が求められるべきことが繰り返し通知されてきた。それに伴って、消防施設においては、女性職員の仮眠室やトイレ等の環境整備にも取り組むべきことが求められている。

消防職員については、昭和44年に川崎市が12人の婦人消防官を初めて採用し、平成6年に女性労働基準規則の一部が改正されて消防の業務についても女性の深夜業の規制が解除され、24時間体制（交替制勤務）での119番受信指令業務や救急業務への従事が可能となった。現在では、警防業務を含む消防活動においても、基本的には女性も男性と同様に活動できることとされている。

一部の消防本部においては、消防隊だけでなく、救助隊にも女性を配置し、成果を上げている。また、119番受信指令業務に女性職員を従事させることには、子どもや女性の傷病者又はその保護者等からの通報に女性の特性や視点を活かしてきめ細やかな対応を期待することができる利点があると指摘されている。

私の調査によれば、奈良市消防局においても、消防隊への配属を希望する女性職員が存在していることの確認が取れている。

しかしながら、奈良市消防局においては、未だに女性の消防隊員や救助隊員は誕生しておらず、女性が119番受信指令業務に従事した事例もない。

奈良市消防局においては、消防隊、救助隊、消防指令センターに女性を配置することを禁止する旨を明記した定めはないということであるが、明文の規定を設けなければ運用において実質的にそのように取り扱ってよいということにはならない。奈良市消防局におけるこれまでの女性職員の配置実績に照らせば、事実上の運用として、消防隊、救助隊、消防指令センターに女性職員を配置しないこととされてきた状況にあることは明白である。

女性職員の消防隊及び消防指令センターへの配置、ひいては救助隊への配置について、能力や適性に応じて実現していくべきものと思料する。この点に関する見解及び今後の方針を回答されたい。

消防局長

受付日	令和2年2月10日
送付日	令和2年2月10日